

随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
農政部 農村振興局 事業調整課	令和8年度 インターネット データセンター 運用保守委託業務	令和8年3月27日	株式会社HBA 札幌市中央区北 4条西7丁目1番 地8	6,204,000	<ul style="list-style-type: none"> 現在使用しているサーバ等は令和6年2月に一般競争入札を行い(株)HBAから購入し保管及び管理を委託しており、保証期間が5年(令和11年2月まで)となっている。 NNネットワークは、専用ルーターの通信速度やセキュリティ関連の設定を行うなど独自のノウハウで設定を行っており、通信障害が発生した場合、ネットワークを構築しルーターを設定した者しか迅速かつ責任をもって対応できない。以上の理由により、NNネットワークを構築しインターネットデータセンターの運用業者であり、これらの内容を把握熟知している(株)HBAを委託先として選定する。 (政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2))	
	令和8年度 標準積算システム 運用保守委託 業務	令和8年4月1日	一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 東京都中央区日本橋富沢町10番16号	12,265,000	<ul style="list-style-type: none"> 本システムは、農林水産省が開発した標準積算システムを補助版に改良したものであり、同省は改良等に関する許諾の制限を設けており、この使用許諾を受けている者は(一社)農業農村整備情報総合センターのほかにはないことから、委託先として選定する。 (政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2))	
	令和8年度 農業農村整備事業 総合情報システム 運用保守委託業務	令和8年4月1日	株式会社HBA 札幌市中央区北 4条西7丁目1番 地8	32,670,000	<ul style="list-style-type: none"> 本システムを運用しながらプログラムを修正することとなるため、システムダウン等の障害に対し、迅速かつ責任をもって対応することが必要。 適切かつ確実に改修するためには、高度なプログラム内容を熟知していることが求められる。 改修(機能アップ)については、現行システムを運用しながら、システム改修を行う必要があることから、システムを停止することなく安定的な運用を継続し、対応できることが必要。以上により、本システムの開発に関わっているほか、これまでの制度変更等の内容・経緯、これに伴うシステムの改修経過をすべて熟知しており、運用保守や改修業務の実績がある(株)HBAを委託先として選定する。 (政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2))	
	令和8年度 標準積算システム 関連公示用資料 作成ソフト開発 委託業務	令和8年4月21日	一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 東京都中央区日本橋富沢町10番16号	23,463,000	<ul style="list-style-type: none"> 公示用システムの更新に当たっては、公示用システムと積算システムの双方を稼働した上での動作検証や、積算システム機能との調整が必要となるが、これらの作業を行うことができるのは農林水産省から運用・保守の使用許諾を受けている(一社)農業農村整備情報総合センターのほかにはないことから、委託先として選定する。 (政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2))	
	令和8年度 標準積算システム 基準データ作成 登録委託業務 1	令和8年4月22日	北海道土地改良事業団体連合会 札幌市中央区北 5条西6丁目1 番地23	73,150,000	<ul style="list-style-type: none"> 標準積算システムの歩掛・設計単価データの入力等は、本システムの運用保守を行っている(一社)農業農村整備情報総合センターの使用許諾が必要であり、道内で使用許諾を受けているのは、北海道以外には北海道土地改良事業団体連合会のほかにはないことから、委託先として選定する。 (政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2))	
	令和8年度 BIM/CIMにおける 数量算出手法 検討委託業務	令和8年4月22日	北海道土地改良事業団体連合会 札幌市中央区北 5条西6丁目1 番地23	3,300,000	<ul style="list-style-type: none"> 3次元設計データを活用した自動積算の導入に当たっては、標準積算システムとその積算体系を熟知した上で、3次元設計データに対応する積算体系等の検討を行う必要があるため、本業務の実施に当たっては、標準積算システムの利用が必須となる。 当該システムを利用するためには、(一社)農業農村整備情報総合センターの使用許諾が必要であるが、道内で使用許諾を受けているのは、北海道以外には北海道土地改良事業団体連合会のほかにはないことから、委託先として選定する。 (政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2))	